

2 長薬発第 626 号
令和 2 年 9 月 23 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の申請について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、長野県健康福祉部長から別添のとおり通知がありました。

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の申請については先般通知したところですが、介護分の申請について別添のとおり長野県健康福祉部長から居宅療養支援事業所（みなし指定の保険薬局）あてに直接通知が発送されました。

介護分の交付申請の内容等に関するご質問等につきましても、本会で回答することができませんので、下記長野県公式ホームページをご確認いただくか、長野県慰労金・支援金（医療・福祉）運営センター（介護分）へ直接お問い合わせくださいますよう、お願いいたします。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会関係会員にご周知下さいますよう、よろしく願います。（居宅療養支援事業所でない薬局は補助の対象外となります。）

なお、本件につきましては、保険調剤ニュースで周知予定です。

記

【申請書ダウンロード・webフォーム申請】

長野県公式ホームページ > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 高齢者施設 >
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/corona/20200804.html>

【問い合わせ先】長野県（医療・福祉）慰労金・支援金運営センター（介護分）

電話：026-217-0845（受付時間：平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

FAX：026-217-0862

メールアドレス：nagano_shien@bsec.jp

【提出期限】令和2年12月25日（金）必着

※WEBフォーム申請については現在準備中とのことです。

長野県薬剤師会

担当：保険医療課 中島・大塚・桐山

〒390-0802 松本市旭 2-10-15

TEL 0263-34-5511 FAX 0263-34-0075

E-mail：hoken3@naganokenyaku.or.jp



1-392

2介第 336 号

令和 2 年（2020 年）9 月 14 日

長野県医師会長
長野県薬剤師会長
長野県看護協会会長
長野県訪問看護ステーション連絡協議会長
長野県高齢者福祉事業協会会長
長野県老人保健施設協議会長
長野県宅老所・グループホーム連絡会理事長 様
長野県社会福祉協議会長
長野県ケアハウス協議会長
長野県介護支援専門員協会会長
長野県介護福祉士会長

長野県健康福祉部長
(公印省略)

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の申請について（通知）

日頃から、本県の高齢者福祉施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のために、令和 2 年度 6 月補正予算において予算措置を行ったところです。

つきましては、別添写しのとおり、県下介護サービス事業所・施設等あて申請依頼をしますので、御承知お願いします。なお、申請依頼通知は、順次発送し、18 日までに発送を終える予定です。

また、貴団体の会員に対し、本事業の周知について、御配意をお願いします。

担 当	介護支援課サービス係
	（課長）篠原 長久 （担当） <u>山本 哲也</u>
電 話	026-235-7121
ファクシミリ	026-235-7394
電子メール	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

令和2年（2020年）9月14日

介護サービス事業所・施設等の所長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の申請について（依頼）

日頃から、本県の高齢者福祉施策に御理解、御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症につきまして、細心の注意をもって感染防止にご尽力を頂いておりますことに対しまして、重ねて御礼申し上げます。

介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で必要不可欠なサービスです。

感染による重症化リスクが高い高齢者に対して、接触を伴うサービスが必要となる介護サービスの特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があります。

このため、強い使命感を持って、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員の皆様に対して慰労金を支給します。

また、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するための支援を行います。

さらに、在宅サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや、感染症防止のための環境整備の取組についても支援を行います。

ついては、これらの事業をご活用いただき、各事業所や施設における現在の取組状況や衛生資材の備蓄状況を踏まえて、感染症の予防と発生に備えた今後の対応を進めてくださるようお願いいたします。

事業の実施にあたり、運営事務局を下記1のとおり開設し、下記2以下にご留意の上、申請いただきますようお願いいたします。

記

1 運営事務局（問い合わせ先）

- (1) 名 称 長野県（医療・福祉）慰労金・支援金運営センター（介護分）
- (2) 電 話 026-217-0845（受付時間：平日8時30分～17時まで）
- (3) ファクシ 026-217-0862
- (4) 電子メール nagano_shien@bsec.jp

2 対象事業

次の事業を対象とします。事業の概要、対象者については、別添「長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」及び長野県公式ホームページをご参照ください。

- (1) 長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）における介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給
- (2) 長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金交付（感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業）
- (3) 長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金交付（介護サービス再開に向けた支援事業（在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業及び在宅サービス事業所における環境整備への助成事業））

3 提出書類及び申請書入手方法

(1) 上記2 (1) の事業（以下「慰労金事業」という。）の提出書類

ア 慰労金支給申請書（様式2）

イ 慰労金受給職員表（様式3）

（注）県への提出書類は、ア及びイですが、必ず職員個々から、代理申請委任状兼口座振込申出書（様式1）の提出を受け、県から依頼があった場合には、提出できるよう保管願います。

(2) 上記2 (2) 及び(3) の事業（以下「支援金事業」という。）の提出書類

ア 長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金交付申請書（様式第2号）

イ 経費所要額調（様式第2号別紙1）

ウ 事業所・施設別申請額一覧（様式第2号別紙2）

エ 事業実施計画書（様式第2号別紙3）

オ 歳入歳出予算（見込）書の抄本又は収入支出予算（見込）書（任意様式）

カ その他参考となる書類（申請内容に設備整備費が含まれる場合の見積書等）

(3) 申請書等の入手方法

慰労金支給実施要領、補助金交付要綱、様式等は、長野県公式ホームページからダウンロードしてください。<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/corona/20200804.html>

4 申請方法

(1) 慰労金事業

ダウンロードした申請様式に、必要事項を記入の上、以下のア又はイの方法により下記5の提出先に申請してください。

ア 電子申請し、必要書類を添付する。

イ 申請様式一式を全て郵送する（原則、電子申請が困難な場合に限る。）。

（注）介護サービス事業所・施設等を運営する法人が派遣労働者、業務委託による従事者、退職者分も含め、申請してください。

(2) 支援金事業

ダウンロードした申請様式に、必要事項を記載の上、以下のア（郵送及び電子申請の併用）又はイ（郵送のみ）の方法により下記5の提出先に申請してください。

ア 申請書（様式第2号）、歳入歳出予算（見込）書の抄本又は収入支出予算（見込）書には、押印が必要なため郵送とし、その他の資料は、電子申請の際に、添付する。

イ 申請様式一式を全て郵送する（原則、電子申請が困難な場合や上記3 (2) カのその他参考となる書類が多い場合に限る。）。

5 提出先

(1) 電子申請先

上記3 (3) に記載の長野県公式ホームページよりリンクされる本事業専用のWEBフォームにアクセスしてください。

(2) 郵送提出先

〒380-0824

長野市大字南長野南石堂町1293 長栄南石堂ビル7階

長野県（医療・福祉）慰労金・支援金運営センター（介護分）

6 申請書提出期限

令和2年12月25日（金）※必着

7 留意事項

- (1) 慰労金事業及び支援金事業について、同一法人が複数の介護サービス事業所・施設等を有する（同一県内のものに限る。）場合は、法人が取りまとめ、申請してください。
- (2) 介護保険法に基づく居宅療養管理指導のみなし指定を受けている保険医療機関（病院、医科診療所及び歯科診療所）にあつては、医療機関として医療分での慰労金支給申請をお願いします。ただし、居宅療養管理指導のみに従事している職員分については、介護分での慰労金支給申請をお願いします。
- (3) 次の事業所等については、慰労金事業のみが申請対象事業となります。
 - ・特定福祉用具販売事業所
 - ・生活支援ハウス
 - ・介護予防・生活支援サービス事業の事業者（指定サービスの事業者を除く）であつて、長野県での緊急事態宣言発令中（令和2年4月16日から同年5月14日まで）に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所
- (4) 支援金事業については、事業が完了してから30日以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書の提出が必要となります。その際には、要した経費に関して証明できる書類（納品書、領収書、記録簿等）の写しの添付が必要となるため、適切に保管いただきますようお願いいたします。

8 衛生用品等の確保

介護サービス事業所・施設等における衛生用品等の感染症対策に要する物品購入に係る経費は、上記2（2）の補助対象経費となります。衛生用品等のうち、現在、購入が可能なものについては、一定月分の備蓄に努めていただくようお願いします。

また、市場の流通状況を勘案していただき、早期に発注し、購入に努めていただくなどの対応を併せてお願いいたします。なお、今年度中に発注、納品及び支払が完了する（した）ものが、上記2（2）の補助対象経費となります。

担 当	健康福祉部介護支援課サービス係 (課長) 篠原 長久 (担当) <u>山本 哲也</u>
電 話	026-235-7121
ファクシミリ	026-235-7394
電子メール	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp



スケジュール(目安)

業務内容	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 職員の方へ の 慰労金の支給		申請書受付					
		申請書の審査					
		事業執行(対象者への慰労金の支払い)					
② 及び ③ 支援金の交付		過払いがあった場合の返還手続き					
		申請書受付					
		申請書の審査					
		交付決定通知の発送					
		事業執行					
		実績報告書の受付					
		実績報告書の審査					
		額の確定通知の発送					
		事業費の精算払い					

慰労金・支援金の申請書提出先

県ホームページから申請様式をダウンロードし、申請書を作成の上、WEBフォームから申請してください。
押印が必要な書類は郵送にて、その他の書類についてはWEBでの登録をお願いいたします。

- 提出期限** 令和2年12月25日(金)まで
- 郵送先** 〒380-0824 長野市大字南長野南石堂町1293 長栄南石堂ビル7F 長野県(医療・福祉)慰労金・支援金運営センター(介護分)
- HP送付先** <https://www.pref.nagano.lg.jp/>

事業の詳細は県HPで検索  検索

お問い合わせ先

長野県(医療・福祉)慰労金・支援金運営センター(介護分)
TEL 026-217-0845 FAX 026-217-0862 nagano_shien@bsec.jp

受付時間 平日 8:30~17:00
運営センター住所 〒380-0824 長野市大字南長野南石堂町1293 長栄南石堂ビル7F

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本件に関して運営センターへのご来訪はご遠慮ください。

長野県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業(介護分)

～介護サービス事業所・施設等の皆さまへのご案内～

介護サービス事業所・施設等の職員の方へ慰労金を支給します。また、介護サービス事業所・施設等における感染症対策、在宅サービス事業所によるサービス利用中止中の利用者に対するサービス再開に向けた働きかけや環境整備への取組について支援を行います。

1 介護サービス事業所・施設等職員への慰労金支給事業

新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながらサービスの継続に努めていただいた職員の皆様に心からの感謝の気持ちとともに慰労金を支給します。



対象事業所等 長野県内の介護サービス事業所・施設等
※利用者又は職員に感染者が発生している場合は問いません。
※利用者又は職員に感染者が発生している場合は、勤務日として算入しません。

対象者 長野県内の介護サービス事業所・施設等に令和2年2月12日(水)から同年6月30日(火)までの間に通算して延べ10日間以上勤務した者で、「利用者」との接触を伴い「かつ」「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員
※派遣労働者、パート労働者、アルバイト等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

2 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要な増し経費について支援します。

対象事業所等 長野県内の介護サービス事業所・施設等
※利用者又は職員に感染者が発生している場合は問いません。

対象者 令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要な増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等

支給対象経費 (例) 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、感染防止を徹底するための面会室の改修費、消毒費用・清掃費用、タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)、外部専門家等による研修実施等

支給上限額 サービス種別毎に設定
(例) 通所介護(通常規模型) 89.2万円/事業所、訪問介護 53.4万円/事業所、広域型特養 3.8万円×定員数

長野県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業（介護分）

③ 介護サービス 再開に向けた支援事業 （以下、支援策）

在宅介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などの取組について支援します。

対象サービス 長野県内の訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び多機能型サービス事業所（以下「在宅サービス事業所」という。）

① 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

対象者 ①在宅サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く。）

令和2年4月1日以降、在宅サービス利用中止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活がりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った場合

②居宅介護支援事業所

令和2年4月1日以降、在宅サービスの利用中止中の利用者に対して、健康状態・生活がりの確認、希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む）、サービス事業所との連携（必要に応じケアプラン修正）を行った場合

※「在宅サービスの利用中止中の利用者」とは、当該事業所が利用していた利用者が過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者（居宅介護支援事業所においては、過去1か月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者）を指す。

支援額 1利用者あたり 1,500円 ～ 6,000円

※ 1利用者につき1回まで助成することが可能です。

※ 対象サービスの個別性及び利用再開支援の検算期に、基準単価を設定

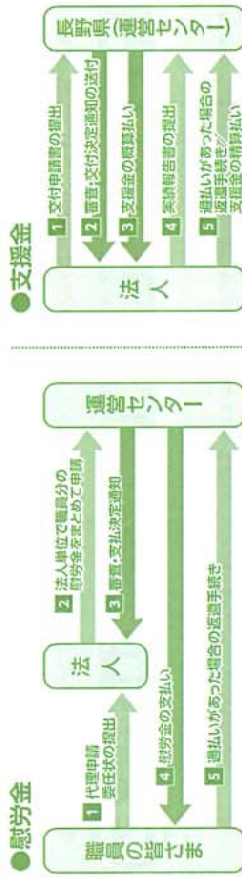
② 在宅サービス事業所における環境整備への助成

対象者 令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所

支援対象経費 「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等
（例）長机、飛沫防止パネル、換気設備、電動自転車、ICT機器（通信費用を除く）、内装改修費等

支援上限額 1事業所あたり20万円

慰労金支給・支援金交付手続きの流れ



申請にあたっての留意事項

必ず県ホームページ掲載の要綱等を熟読の上、申請願います。

(1) 慰労金の申請について

① 在職中の方：法人でまとめて申請

■利用者とする職員で、対象期間に10日間以上勤務した者を特定した上で、慰労金の代理申請委任状を徴取し、事業所・施設等で保管してください。

■派遣労働者、業務委託受託者の従事者等も、慰労金の目的に照らし、「利用者」との接触を伴い「かつ」継続して提供することが必要業務に該当する状況下で働いている場合は、慰労金の対象となります。

② 退職された方

■退職された方についても、勤務されていた法人からの申請を原則としますが、法人からの申請が難しい方は、運営センターへ個人申請することになります。

(2) 支援金の申請について

■県ホームページ掲載の要綱等をご覧いただき、支援の対象となる経費と上限額を確認し、申請する額を計算してください。

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかるとする費用が対象となります。

■県内に複数の事業所・施設等を運営する法人は、各事業所・施設等の様式を取りまとめて申請してください。

慰労金支給・支援金交付にあたっての留意事項

(1) 慰労金の支給について

■慰労金の対象となる職員を特定し、代理申請委任状を集めます。

■退職者や派遣・委託分も含め、法人が代理申請します。

■申請内容に不備がないことを確認後、運営センターから対象者個人の口座に慰労金が振り込まれます。

■過誤や重複支給があった場合は運営センターへ返還していただきます。

(2) 支援金の交付について

■申請内容を確認後、県から法人へ支援金の交付決定を行います。

■法人は、事業完了後、実績報告時に領収証等の支出の証拠となる書類等の写しを提出してください。実績報告の内容を確認後、県が法人へ支援金を交付します。

■精算払いをご希望の場合は、交付決定後、精算請求書を提出してください。